寺島海志

米国反トラスト法の域外適用における国際礼譲に関する現代的課題 -最近の判決を参照して-

前提:中国輸出カルテル事件控訴審判決は過去の判例に拠っている

□国際礼譲総論: Timberlane事件 et al.

□真の衝突:Hartford事件 et al.

□Standard of Deference: Karaha Bodas事件, Pink事件

□国家行為理論:OPEC事件(同一類型の事件)et al.

※問題点:趣旨に反する運用が可能に

i.e. 民間企業と外国政府が結託して、民間企業の行為について外国政府が強制の形式を とって、当該民間企業がこの行為の反トラスト法上の責任追求に対する抗弁とした場合 に、同様に反トラスト法の適用が免責されることになってしまう

→ 過去の判例に拠っているものの、過去の判例はそれぞれ本件控訴審判決が言っているほどの射程を持っていないのではないか

cf. 対案の可能性 e.g. 松下先生・地裁判決:

外国法の立法趣旨の検討・声明の信憑性の検討・中立的な事実に基づく認定

■ 考察まとめ

- Hartford事件判決とその関連事件との比較
 - 地裁が示したように中立的な事実に基づいて検討すべきであると捉えることもできるが、単なる事件概要の違いであり、ハートフォード事件の判決がそこまで要求していない可能性もある
 - ハートフォード事件において強制力を伴う法の衝突に狭めた意図からも、中国政府による説明「当事者は中国法と中国政府の方針に沿うように行動をすることに合意している」では衝突は否定されるべきではないか
 - 判例に対する影響は少ないとしている論文もある
 - 本質的な意味で本件判決の類型の事件は他にないから、結局新たな基準ではないか→一般論として捉えるとやはり問題が生じるため、この事件特有の解釈と理解すべき?
- □ Standard of Deference・国家行為理論に関連する事件との比較
 - 外国法の存在の認定にまで妥当しない可能性がある
 - 国家行為論に基づいて詮索は禁止されるとしているが、司法省ガイドラインや従来の判例によれば、 少なくとも審査することはできるようである

■ 結論:

- □ 過去の判例や学説の文脈に照らして見れば、被告が外国政府によりある行為を強制されたといった事情につき詳細な説明を求める方向性で問題はないのではないか
- □ 中国ビタミン輸出カルテル事件は新たな判断基準が示されたと評価できる
- □ 今回の事件についても同様に言えるかもしれないが、国際礼譲に関する事件は政治性の高い問題を内包している ため一般論を論じることが困難であり、結局のところはケースバイケース(最初?)の判断にもなり得るのでは ないか(政治に対する司法の捉え方)
- □ 原則どこまで守ればいいのか ref. ガイドライン(例外)

※作業中…… 結論の補足のために英語論文の解読

く質問事項>

1. 結論のまとめ方とその抽象度について